

議案第 9 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 12 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 12 年杉並区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「免除された者」の次に「並びに同法第 292 条第 1 項第 1 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 1 2 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区事務手数料条例の規定は、施行日以後に行われる地域生活支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく地域生活支援事業に係る支援をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行われた地域生活支援については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域生活支援手数料を徴収する者の範囲を改める必要がある。